

三豊市農業委員会 11月定例総会議事録

令和2年11月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会11月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名（農業委員23名、農地利用最適化推進委員5名）
欠席者 3名

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 幸信	ー	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	○	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

【農地利用最適化推進委員】

15番	藤森 康廣	○	20番	秋山 正伸	○	28番	星賀 雅敏	○
38番	川口 益生	ー	41番	近藤 善和	ー	53番	岡田 博之	○
64番	石原 常男	○						

2. 署名委員

13番 新延 健
14番 田所 上奉

3. 傍聴人

な し

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 磯崎 早記
主 任 菅原 雅慶
主 任 大井 要平

5. 書 記

主 任 赤松 琴美

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地証明願いの件について
議案第 8号 非農地通知の件について
議案第 9号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長

ご案内の時刻が参りました。
それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会11月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶をいたします。

会長

みなさん、こんにちは。今年も残すところ40日となりました。11月にもかかわらず、気候の変動が激しく、気温が25度を超す夏日もありました。また、新型コロナウイルス感染症の第3波が、北海道から東京・大阪、その他全国に広がっています。感染者数が最高数を更新し、医療現場の職員の業務負担や設備の不足が心配されています。さらに、三豊市内の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、今の時点では約130万羽を処分されました。しかしこれで終わりではなく、市の職員をはじめ、関係機関が、連日連夜対応に追われています。今後どうなることか、心配ですけれども、今、我々にできることは感染しないように警戒しながら、年末を迎えることだと思います。

本日の案件はそう多くありませんが、大規模な事業用地への転用申請もありますし、事務局から鳥インフルエンザ関連の状況も報告があります。できるだけ簡潔に、スピーディーに議事進行を行ってまいります。皆様のご協力を賜りまして、スムーズに審議ができますようお願い申し上げます、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。
ただいまの出席農業委員は23名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、4番 松岡 幸信 委員 よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日も引き続き「新型コロナウイルス準感染警戒期」と位置づけられておりますため、定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。ご出席いただいております農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見等を述べることは可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長

ただ今から、三豊市農業委員会11月定例総会を開会いたします。
最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは13番 新延 健 委員、14番 田所 上奉 委員のご両名をお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号8号を朗読 〕

以上8件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長

ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同

〔 なしの声あり 〕

議長

ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号8号の8件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。4ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長

ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同

〔 なしの声あり 〕

議長

無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号3号の3件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号13号を朗読 〕

以上13件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号から番号2号について説明します。まず、番号1号についてですが、申請地は譲受人の住居の近くにあり、耕作に便利であるため譲渡された件です。約2haの農地を耕作しており、問題ないと思われま

8 番 番号2号についてです。10年ほど前に譲渡人と譲受人の間で農地の交換をしていましたが、その時に農業委員会の許可を得ていなかったため、この度申請しました。どちらも、周辺農地に影響はなく、問題ないと思われま

9 番 番号3号について説明します。譲渡人と譲受人はきょうだいです。譲渡人は相続により農地は譲渡人名義となりました。しかし、遠方に住んでおり、管理するのは困難なので、実際は譲受人が管理しています。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われま

11番 番号4号から番号5号について説明します。まず、番号4号についてですが、申請地3筆の内2筆は、譲受人が借り受けて長年耕作していました。譲渡人は遠方に住んでいて、農地の管理ができないため、譲受人に買って欲しかったと相談しました。申請地は譲受人の住居の近くにあり、耕作に便利であるため、話がまとまり、申請となりました。

14番 番号5号についてです。譲渡人は高齢となり、規模縮小したいと考え、近所に住む譲受人に買って欲しいと相談し、売買となりました。譲受人は水稻をつくる予定です。どちらも、周辺農地に影響はなく、問題ないと思われま

3 番 番号6号から番号7号について説明します。まず、番号6号についてです。申請地は譲受人が借り受けて耕作していました。無償で譲り渡すということで、話がまとまりました。現地を確認したところ、今は不作付け地ですが、耕作は可能で

16番 番号7号についてです。申請地は譲受人が借り受けてハウスを建ててマンゴーを栽培しています。狭小地ではありますが、今後も、マンゴーの育苗を行う予定です。どちらも周辺農地に影響はなく、問題ないと思われま

3 番 番号8号について説明します。譲渡人と譲受人はしんせきです。譲渡人が高齢になり、譲渡したいと譲受人に相談し、売買となりました。譲受人は下限面積を超えており、農地を適正に耕作しています。周辺農地への影響も問題ないと思われま

14番 番号9号から番号10号について説明します。まず、番号9号についてです。譲受人は退職し、ブドウ農家として最近農地を取得しました。その境界を確認しているときに、譲受人から農地を譲りたいと申し出があり、話がまとまりました。現地を確認したところ、申請地には既にブドウが植えられており、引き続き譲受人が管理していきます。

2 番 番号10号についてです。申請地付近の農地を取得し、経営しています。隣接する申請地も取得して集約し、効率的に経営したいということです。今後は野菜を作付けする予定です。近隣の農地に影響はなく、問題ないと思われま

16番 番号12号について説明します。申請地は譲受人が借り受けて耕作していました。譲受人から買い受けたいと申し入れ、売買の話がまとまりました。譲受人は水稻とブロッコリーを作付けする予定です。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われま

18番 番号13号について説明します。申請地は山裾にある畑です。譲渡人は遠方に住んでおり、管理が行き届いていませんでした。申請地は譲受人の所有する農地と隣接しており、イノシシ被害が出るため、譲受人から保全の依頼をしました。すると、譲渡人からもう買って欲しくないかと申し入れがあり、売買となりました。現地を確認したところ、草が茂っておりましたが、譲受人が重機で畑に復旧するとのことでした。周辺に影響はなく、問題ないと思われま

議 長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号の13件につきましては許可することと決定します。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号3号を朗読]

以上3件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われま

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請者は、全国で複数の障がい者支援施設や高齢者介護福祉施設を経営しています。隣接する施設用の駐車場が不足しているため、転用し貸し付けたいということです。申請地の周辺は譲受人が所有していますので、問題ないと思われま

3 番 番号2号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。申請地は、既に駐車場として使用しています。周辺は住宅ですので影響なく、問題ありません。ご審議よろしくお祈いします。

15 番 番号3号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地には営農型の太陽光発電施設が設置されています。一時転用申請は3回目となります。パネルの下では、フキやミョウガを栽培しています。周辺農地に影響はないと思われます。ご審議よろしくお祈いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようございませすので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号の3件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませさせていただきます。11ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号11号を朗読]

以上11件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、全て2種農地です。農地よろしくご審議の程お祈い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお祈いします。

9 番 番号1号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。譲受人は、現在、豊中町で施設を借りて障がい者支援事業を行っている。今の施設は、河川に近く、水害の心配があるため、安全な場所に移転したいと候補地を探していました。譲渡人に売買してくれないかと相談したところ、不作付け地であったこともあり、話がまとまりました。作業所を建てて使用する予定です。土地改良区や水利関係の同意は得てお祈います。問題ないと思われます。よろしくご審議ください。

11 番 番号3号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。併せ利用地は、既に転用許可済みの用地です。幅200メートル、奥行100メートルの広範

囲ですが、傾斜をつけて雨水は財田川に流すということです。採石用の機械や資材を置く計画です。周辺自治会には、事前に説明し、同意を得てお祈います。申請地は不耕作地で、水路も使用されてお祈らず、今後も農地として耕作する予定はないそうです。水利関係の同意も得てお祈いますので、問題ないと思われます。ご審議よろしくお祈いします。

15 番 番号8号から番号9号について説明いたします。まず、番号8号についてです。位置図公図をご覧ください。譲渡人と譲受人は親子です。住居が国道沿いにあり、便利はいいのですが、拡張工事の計画もあるため、敷地内には建てられません。最終的には住居も申請地の方に移りたいと考えてお祈います。周辺農地への影響も問題なく、水利関係の同意も得てお祈います。

続いて、番号9号について説明をいたします。議案第4号番号3号に関連した申請です。譲渡人と譲受人はきょうだいです。営農型の太陽光発電施設の半分を、譲渡人としてい旨の申請です。一時転用の再申請ですので、周辺農地に影響はないと思われます。ご審議よろしくお祈いいたします。

17 番 番号10号から番号11号については、関連してお祈いますので、まとめて説明いたします。位置図公図をご覧ください。番号10号には簡易宿泊施設が建っております。番号11号は、既に宿泊施設の駐車場となっております。売買するにあたり、正式に手続きをして、完了したいということです。周辺に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお祈いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

私からは、みなさんの意見をお聞かせ願いたいのは、番号3号についてです。先ほどの委員説明にもありましたように、かなり大規模な農地を転用する事業ですので、香川県の常設審議委員会でも議題にあがります。三豊市農業委員会としての意見も求められます。事前に山本地区の農業委員、農地利用最適化推進委員さんで協議されていると思ひます。その時のご意見などもお聞かせください。

23 番 当初の計画では、併用地部分を露天の資材置き場として使用したいということで、許可を受けてお祈います。今回申請の部分が追加申請となりました。プラントの資材置き場ということで、露天での利用であり、建物が建つわけではありません。山本地区の事前協議でも、資材置き場として申請してお祈い、後から変更すると周辺に影響があるのではないかということで、協議しました。地区担当の大西委員から、地域の皆さんには、同意をいただいているとの説明もありましたので、問題ないだろうということになりました。

議 長 我々農業委員会としては、優良な農地は、できるかぎり守っていくという使命があります。特に、広大な面積に及ぶ事業に関しては、計画が妥当かどうか、十分に審議しなくてはなりません。露天施設というのは、農地法上の工事完了ができたなら、後は何にでも利用できるという可能性を持っています。地域の農業経営に問題が生ずることがあつてはなりません。そのことを心に留め置いて、事務局を含め、審議に臨んでいただきたいと思ひます。

事務局 転用の申請を受け付ける際には、譲受人からの確約書を添付してもらっています。転用後に周辺農地に影響を及ぼす場合は、誠意をもって対応するというものです。

議 長 事務局から確約書についての説明がありました。しかし、この確約書に書いてあることが、いかほどの効力を持っているのか、最終的に訴訟等で対抗できるかどうかは、わかりません。
ただ、広面積であるという理由で、転用の許可をすべきでない、と判断することもできません。事業計画に対して必要最低限の面積であるか否かは、議論を必要とするところです。

8 番 転用事業者が確約書を提出しているとのことですが、完了した後に、他の事業者に売却された場合は、どうなるのでしょうか。

事務局 計画通りに事業が完成すれば、農業委員会が現地を確認し、完了証明を発行します。それをもって、地目が農地でないものに変更となります。農地ではない土地によって、周辺地域の営農に支障が出る場合は、農地法ではなく、例えば環境関連の法律など他の法令で対応することになるかと考えます。

議 長 転用の許可が出たからといって、すぐに登記地目を変えることはできない、というわけですね。事業計画どおりに完了して、それを実際に農業委員会が確認してからでないと、地目を変えることはできません。

23 番 転用が完了し、農地でなくなってしまうと、農業委員会の権限が及ばないので、後のことまでは言えないですね。

11 番 申請地は不耕作地で、今後も耕作する予定が無く、管理に困っていたそうです。だれか買って欲しくないか、という地元の要望から始まったことなので、転用後のことも含めて、納得しているということだと思います。

議 長 地元の皆さんから始まった案件であれば、農業委員会としては、十分審議し、許可相当かどうかを判断いたしましょう。
よろしいですか。他にご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、以上の点を踏まえて、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号11号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号11号の11件につきましては適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませさせていただきます。16ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の説明をさせていただきます。
[議案第6号 番号1号を朗読]

以上1件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまので、ご提案申し上げます。なお、農地区分につきましては、全て第2種農地です。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明はありませんので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号の1件につきましては、適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。
次に進ませさせていただきます。17ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。
[議案第7号 番号1号から番号2号を朗読]

本件につきましては、非農地証明事務処理要領にあります、農地法の適用を受けない土地に該当すると思われま。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

17 番 番号1号と番号2号については、関連しておりますので、まとめて説明します。位置図公図をご覧ください。先ほどの、議案第5号番号10号の位置図公図をご覧いただいた方がよくわかると思います。農地パトロールの時に確認し、先日も現地を見に行ったのですが、進入路も無く、草木が茂り、山林となっていました。申請地の周辺もほとんどB分類と判定されています。農地に該当しないと思われま。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。18ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第8号 番号1号から番号4号を朗読]

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と判定した農地となっております。これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対しまして、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

1 1 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。現地を確認したところ、当該地を含め、山林化していました。農地への復旧は困難と思われま
す。ご審議よろしくお願いいたします。

3 番 番号2号について説明します。位置図公図をご覧ください。所有者に話を聞いたところ、戦時中にイモを作っていたのではないかとことです。現在は、全て竹やぶと山林になっており、農地に復旧することは困難です。ご審議よろしく
お願いいたします。

1 3 番 番号3号について説明します。位置図公図をご覧ください。現地を確認したところ、山林になっており、農地として利用できません。周辺に影響はなく、問題ないと思われま
す。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 番号4号については、私の担当区域ですので、私から説明させていただきます。位置図公図をご覧ください。当該地は元カキ畑で、箱を担いで登って収穫していた斜面にあります。高齢となり耕作できなくなったため、耕作できなくなりました。現地を確認したところ、雑木が茂り、山林となっています。農地に復旧することは困難です。ご審議よろしく
お願いいたします。

担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 無いようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号4号の4件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。20ページをお開きください。議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま
す。

事務局 議案第9号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお願いいたします。

今月は議案書の20ページから81ページまでです。管理者から耕作者への貸付は104件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては11件、合計115件となっております。

以上、利用権の設定115件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという
こと、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は115件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。ここで、暫時休憩をさせていただきます。再開は午後3時00分からといたしますので、よろしく
お願いいたします。

午後 2時50分休憩
午後 3時00分再開

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。その他の件について、事務局から説明をお願いします。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

1. 農用地利用配分計画（案）について（意見聴取）
令和2年11月審査分

2. 農業経営改善計画の認定について（通知）

3. 遊休農地の利用意向調査について

4. その他

(1) 12月定例総会について

日 時 令和2年12月15日（火）午後1時30分

場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
12月7日(月)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町:片山雅夫	豊中町:三好康芳
		詫間町:金子芳巳	仁尾町:大崎正義

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
11月30日(月) 午後1時30分～	令和2年度農業委員・農地利 用最適化推進委員研修会	丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス 大ホー ル

(4) 配布物

なし

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

閉 会 【 午後 3時15分 】